

記者提供資料
2022年（令和4年）3月29日
こども局子育て支援室児童福祉課 担当：上坂、南、竹内 TEL078-918-5027

## 児童手当及び児童扶養手当における支給額の算定誤りについて

児童手当及び児童扶養手当の支給額を算定するための所得判定において、①先物取引に係る損失の繰越控除の算定漏れ、②居住用財産の譲渡に係る譲渡損失の損益通算の算定漏れの2点の誤りがあったことにより、下記のとおり支給額の算定誤りがあったことが判明しました。

### 記

#### 1 経緯

##### ① 先物取引

令和4年2月14日、当課窓口で児童手当の所得計算が間違っているのではないか、との市民からの申し出があり、調査したところ、先物取引に係る雑所得等の金額に繰越損失額がある場合、控除すべきところを控除前の所得で算定していることが判りました。

##### ② 譲渡損失

令和4年1月のシステムの変更に伴い、変更前後で児童扶養手当の所得判定に差異が生じたことから、調査したところ、居住用財産の買換え等で譲渡損失がある場合は、他の所得と損益通算すべきところ適用前の所得で算定していることが判りました。

#### 2 件数及び追加支給金額

児童手当・児童扶養手当システムがデータを保有している平成24年度以降（児童扶養手当は平成28年度以降）を調査した結果、追加支給額は次のとおりです。なお、返還分はありません。

① 先物取引 児童手当：7件(6人) 685,000円、児童扶養手当：1件(1人)39,830円

② 譲渡損失 児童手当：14件(14人)1,490,000円、児童扶養手当：1件(1人)66,420円

#### 3 原因

##### ① 先物取引

先物取引に係る雑所得等については、平成15年分の所得から損失額を繰越控除できるようになりましたが、対応するシステム改修が漏れていたことによります。

##### ② 譲渡損失

平成28年度に手当システムを更新した際に、所得連携のプログラムの設定を誤っていたことによります。

#### 4 対応

算定誤りのあった対象者に連絡をとり、説明とお詫びを行ったうえで追加支給を行います。

また、市ホームページにて、算定誤りがあったことを公表するとともに、①先物取引については、データを保有していない過去の支給分（児童手当は平成21年度以前（平成22・23年度は、制度上、所得制限がないため。）、児童扶養手当は平成27年度以前）について、該当する可能性のある方に申し出てくださいよう依頼します。

#### 5 再発防止策

税制改正や手当制度の改正があった場合には、関係部署に十分に確認を行うとともに、システム更新等を行う際には、チェック体制を強化し、再発防止を図ってまいります。